

市職員の給与状況

問い合わせ先 人事課 ☎32 - 2043

市職員の給与の状況について、市民の皆さんに、より理解していただくため、現在の状況についてお知らせします。(平成19年4月1日現在)

1 人件費

(平成18年度普通会計の状況)

住民基本台帳人口 H19.3.31	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
109,637人	43,712,632千円	1,127,771千円	8,663,515千円	19.8%

2 職員給与費 (平成18年度普通会計の状況)

職員数(A) H18.4.1	給与				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
868人	3,441,631千円	664,419千円	1,412,034千円	5,518,084千円	6,357千円

※職員手当には退職手当を含まない

3 ラスパイレス指数

区分	津山市	全国平均
平成14年度	103.2	101.2
平成15年度	101.9	100.7
平成16年度	99.8	98.2
平成17年度	99.8	97.6
平成18年度	99.6	97.4

(各年4月1日現在)

※「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数のこと

4 職員の平均年齢・平均給料月額

区分	一般行政職		技能労務職		教育職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
津山市	41.1歳	332,900円	45.1歳	336,200円	42歳	332,900円
国	40.7歳	325,724円	48.8歳	287,094円	-	-

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均のこと

5 初任給

区分	一般行政職		技能労務職	教育職
	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒
津山市	170,200円	142,800円	142,800円	170,200円
国	170,200円	138,400円	-	-

6 職員手当

期末手当	3.0月分
勤勉手当	1.45月分

※期末・勤勉・退職手当は国と同じ
(退職手当には定年前早期退職特例あり)

区分	自己都合	勤続・定年	
		勤続20年	勤続25年
退職手当	最高限度額	23.50月分	30.55月分
		33.75月分	41.34月分
		47.50月分	59.28月分

地域手当	支給率：東京在勤者18%、岡山市在勤者3%
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により扶養親族1人につき6,000円～13,000円
住居手当	持ち家、借家などの区分により4,000円～35,000円
通勤手当	距離や通勤用具の区分により1,600円～55,000円
時間外勤務手当	支給割合： $\frac{125}{100} \sim \frac{160}{100}$
特殊勤務手当	滞納整理業務手当、廃棄物処理業務手当、保健指導業務手当など13種類

7 特別職の報酬など

区分	給料月額など
給料	市長 882,000円(10%カット)
	副市長 741,000円(5%カット)
報酬	議長 555,000円
	副議長 515,000円
	議員 465,000円
期末手当	市長・副市長 3月分
	議長・副議長・議員 3.7月分
退職手当	市長 月額給料×在職月数×0.53
	副市長 月額給料×在職月数×0.35

支給時期は任期満了または退職時

8 部門別職員数の状況

区分	職員数		対前年増減数	
	平成18年	平成19年		
一般行政部門	議会	10	9	△1
	総務	197	181	△16
	税務	59	59	0
	民生	123	121	△2
	衛生	99	99	0
	労働	6	7	1
	農林水産	63	64	1
	商工	18	20	2
	土木	92	96	4
	計	667	656	△11
教育部門	201	195	△6	
小計	868	851	△17	
公営企業等会計部門	水道	54	53	△1
	下水道	27	26	△1
	その他	37	37	0
	小計	118	116	△2
合計	986	967	△19	

※職員数は一般職に属する職員数。[]内は条例定数の合計

9 定員適性化計画

区分	平成16年 (計画始期)	平成17年 (1年目)	平成18年 (2年目)	平成19年 (3年目)	計	数値目標 (平成17 ～26年)
増減		△27人	△18人	△23人	△68人	△200人
職員数	1,036人	1,009人	991人	968人		836人

※計画期間は平成17年～26年の10年間。増減は、各年の欄には対前年比の職員増減数を、計の欄には計画1年目以降現年までの職員増減数の累計 (各年4月1日現在)

10 職員の分限・懲戒処分

平成18年度中の処分者	3人
-------------	----

高齢者のインフルエンザ予防接種のお知らせ

市では、高齢者を対象に「インフルエンザ予防接種」を行います。インフルエンザワクチンに含まれるウイルスの株は毎年インフルエンザの流行状況を考え決定されており、ワクチンには数種類の株が含まれています。ワクチン接種後2週間ごろから約5ヵ月間効果がありますので、流行する前に受けておきましょう。なお、この予防接種は義務ではなく、**希望する人**にだけ行います。



対象	満65歳以上の人、または満60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活の活動が極度に制限される程度の障害を有する人(認定の対象になるかどうかは、医師にご相談ください)
期間	11月1日(木)～12月31日(月)
接種回数	1回
ところ	指定医療機関(予約要、詳しくはお問い合わせください)
料金	2,000円 ただし、次の人は接種料金が助成・免除されます。あらかじめ健康増進課または各支所市民生活課に申請してください。(申請時には 印鑑が必要 です。代理人が申請する場合は、申請者と代理人の 両方の印鑑 が必要です) ★県市民税非課税世帯の人 1,000円(市が交付する助成券が必要) ★生活保護受給世帯員の人 無料(市が交付する無料券が必要)
持ってくるもの	①60～69歳の方は 健康保険被保険者証 、70歳以上の方は老人保健法による 医療受給者証 または 高齢受給者証 、② 健康手帳 (持っている人)

問い合わせ先 健康増進課(市役所東庁舎1階) ☎32 - 2069または各支所市民生活課